

特定施設入居者生活介護事業
「県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 勝山きらめき（特定施設）」

= 運 営 規 程 =

(目的)

第1条 福井県民生活協同組合（以下「事業者」という。）が設置する県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅勝山きらめき（特定施設）（以下「事業所」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 指定特定施設入居者生活介護の提供及び指定介護予防特定施設入居者生活介護にあたっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、「身体拘束・行動制限廃止マニュアル」に沿い、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。
 - 5 事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
 - 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 7 指定特定施設入居者生活介護〔指定予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 県民せいきょうサービス付き高齢者向け住宅 勝山きらめき（特定施設）

(2) 所在地 福井県勝山市元町2丁目5番12号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

	職種	員数	職務内容
1	管理者	1名 (常勤兼務)	管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される（介護予防）指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
2	生活相談員	1名以上 (常勤)	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
3	介護職員	6名以上 (うち看護職員 1名以上)	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
4	看護職員		看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
5	機能訓練指導員	1名以上 (常勤兼務)	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
6	計画作成担当者	1名以上 (非常勤)	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

2 看護職員または介護職員をそれぞれ他の従業者と明確に区分するための措置として、常勤・非常勤の別、兼務関係、兼務している場合はそれぞれの職員として従事する時間を勤務表上でも明確にする。

（入居定員及び居室数）

第5条 特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は次のとおりとする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の定員20名のうち、（介護予防）特定施設入居者生活介護の定員は20名とする。

(2) 居室数20室のうち、（介護予防）特定施設入居者生活介護の居室は20室とする。

（指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴（1週間に2回以上）

(2) 排せつ

- (3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談、援助

(利用料等)

- 第7条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 家賃、食費、光熱水費等の利用料については、サービス付き高齢者向け住宅賃貸借契約書に定める利用料を徴収する。
 - 3 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
 - 4 月の途中における入退所については日割り計算とする。
 - 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した「サービス提供証明書」を交付する。
 - 7 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 8 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を利用者又は家族に対して交付する。

(衛生管理等)

- 第8条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所等の助言、指導を求めるものとともに、密接な連携を保つものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

- 第10条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結するものとする。
- 2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
 - 3 入居者の退去に際しては、入居者及び家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サービス

提供者との密接な連携に努める。

(契約の終了)

第11条 利用者は、事業者に対して(30日以上の予告期間をおいて)申し入れすることにより、契約を解約することができる。

2 一定の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、相当の期間を定めて告知することにより、契約を解約することができる。

3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)と認定された場合、所定の期間の経過をもって契約は終了する。

4 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了する。

(1)利用者が他の介護保険施設に入所した場合

(2)利用者が死亡した場合

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して市町又は国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、市町又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を報告するものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束に関する事項)

第16条 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。

(1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(4) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に行うこととともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入

居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、および異常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（従業者の健康管理）

第20条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第20条の2 事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延のための研修（年1回以上）及び訓練（年1回以上）を定期的実施する。

（介護の場所）

第21条 事業者は、利用者に対し本契約に基づくサービスを、原則として事業所における利用者の居室において提供することとする。

- 2 事業者は、利用者に対しより適切な介護のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供の場所を事業所内において変更することがある。
- 3 前項の必要性の判断及び介護の場所の変更にあたっては、利用者の意思を確認するとともに、ご家族へ説明を行う。
- 4 前項により、利用者の介護の場所を変更する場合、事業者は変更先の場所の概要、提供されるサービスの内容、費用負担等について、利用者及びご家族に説明を行う。

（防犯に関する事項）

第22条 事業者は、不審者の侵入に備え、利用者および職員を守るため、日常及び緊急時の安全管理を行うこととする。

- 2 事業者は安全管理責任者を設置し、安全管理体制を整える。
- 3 事業者は、防犯のための講習を実施することで、職員に対する危機管理意識を高めさせるものとする。

4 事業者は安全管理対策（不審者対応）のマニュアルの整備と定期的な改訂を行うものとする。

5 緊急時は安全管理対策マニュアルをもとに、利用者・職員の命を守る行動、警察含む関係機関・職員・地域団体への連絡を行う等、適切な対応を行うこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）継続研修 随時

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

平成30年 4月1日 一部改正

令和 4年 4月1日 一部改正

令和 4年 8月1日 一部改正

令和 4年12月1日 一部改正

令和 5年 2月1日 一部改正

令和 6年 4月1日 一部改正